

「琵琶湖森林づくり条例改正」答申案に対する意見と対応(案)

番号	該当箇所	修正案・意見等	対応案
1 森林審議会	P2 2(1) 10行目	「針広混交林化や複層林化」について。 基本的には人工林と広葉樹林。 針広混交林、複層林については具体的に示す必要がある。	・本案では、条件の悪い生産活動に適さない人工林について、少しずつ抜き伐りを行い裸地化を防止しながら広葉樹の導入を進めます。このような針広混交林化等の森林施業を行うことにより、 <u>広葉樹も含め、様々な樹種で構成され、多面的機能の発揮された状態へ誘導することとしています。</u> ・ <u>森林施業の具体的なイメージを示すものとして、針広混交林や複層林を掲げており、原案のとおりとさせていただきます。</u> ・なお、針広混交林化等の手法としてはコラムで説明することを検討します。
2 森林審議会	P2 2(1) 10行目	「針広混交林化や複層林化」について。 災害リスクが高いので広葉樹林化が必要ではないか。複層林化する意味は何か。	・御指摘のとおり、植生の導入等により土壌流出に配慮する必要があることから、下記のとおり修正することとします。 「予防的に危険木を伐採・搬出するなど、…」 → 「 <u>予防的に危険木を伐採・搬出し、土壌流出に配慮することなど、…」</u> 」
3 森林審議会	P3 2(1) 22行目	「予防的に危険木を伐採、搬出する」について。 伐採した跡地への災害に強い樹木の植栽等も必要ではないか。	

「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)答申案」に対する意見と対応(案)

番号	該当箇所	修正案・意見等	対応案
1	森林審議会 P15 表1各区分の考え方	「多面的機能…針広混交林化や複層林等へ誘導」のところ 「針広混交林や複層林への誘導」は「広葉樹林化」とすべき。	・本案では、条件の悪い生産活動に適さない人工林について、少しずつ抜き伐りを行い裸地化を防止しながら広葉樹の導入を進めます。このような針広混交林化等の森林施業を行うことにより、 <u>広葉樹も含め、様々な樹種で構成され、多面的機能の発揮された状態へ誘導することとしています。</u> ・森林施業の具体的なイメージを示すものとして、針広混交林や複層林を掲げており、原案のとおりとさせていただきます。
2	森林審議会 P24 25行目	「森林病虫害獣害」は 「森林病虫獣害」が正しい用語ではないか。	・御指摘のとおり修正します。
3	森林審議会 P13 (3) P29 基本指標	・びわ湖材を使用した「住宅用建築」数なども目標として入れてはどうか。 ・年間木材量は増えているが、建築材としてはどうか、足りていないのではないか。 ・びわ湖材産地証明制度をもっと使いやすく、ネット申請などで幅広く、利用できるようにすべき。	・次期計画では、住宅用建築物等に使用するびわ湖材製品の流通について、「 <u>びわ湖材製品出荷量</u> 」を指標として掲げることとしています。 ・令和元年木材統計(農林水産省編)によると、県内の製材需要23千m3に対し、県産材供給量は24千m3となっています。 ・びわ湖材産地証明制度については、それを取り扱う事業者が160者あまりと限定され、かつインターネット環境が整っていない事業者に配慮した仕組みとなっているため、ネット申請等の導入の予定はありません。
4	森林審議会 P30 基本指標4-2	次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成について 「自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体」は、その対象範囲が広がるよう、任意団体、公立・私立の幼稚園、保育園など、取り組もうとする、あらゆる団体が対象となることを希望する。	・御意見いただいたとおり、幼稚園や保育園、任意団体など施設の運営形態に関わらず、自然教育・保育に積極的に取り組む団体を対象としていきます。
5	森林審議会 P31 重点プロジェクト1	1 花粉の少ない再造林プロジェクト について 目標値「年間再造林面積」 → 「県産種苗を活用した年間再造林面積」	・御指摘の県内産種苗を用いることについては望ましいと考えられますが、現状の種苗生産や供給の動向を踏まえ、将来の課題とし原案のとおりとさせていただきます。
6	森林審議会 P33 重点プロジェクト4	4 公共建築物木造化プロジェクト について 文面からも公共事業のみ対象としているように読めるが、表題を公共建築物に限定するののか。	・本重点プロジェクトでは、 <u>建築物への県産材利用を促進する代表的な手段の一つとして、公共建築物を対象に、木造化を推進することを掲げています。</u>
7	森林審議会 P33 重点プロジェクト4	4 公共建築物木造化プロジェクト(2)具体的な取組 ①県や市町の建築関係課に対し…情報提供 ②製材工場…体制の構築を支援 ③設計士、工務店に対し…情報交換 について ①②③それぞれの支援も必要ですが、特に③での情報交換には、①②を含めての情報・意見交換が必要だと感じます。川上～川下または川中と川下の連携促進に取り組まれることも読み取れたらよい。	・本計画では、施策の基本的な考え方として、川上、川中、川下それぞれの分野における支援と併せて、P20の図18「連携・協業等による県産材の加工・流通体制整備のイメージ」に示すように、 <u>川上から川下を通じた垂直的な連携を図ることで、効果的に県産材の流通体制を構築することを掲げており、原案のとおりとさせていただきます。</u> ・P20の図18の連携体制については強調して表示します。

「令和2年度琵琶湖森林づくり事業」に対する意見等

資料1-3

番号		該当箇所	意見等	対応
1	森林審議会	資料2-2	<p>①木育ビジネス化モデル事業と②木育魅力発信事業 について 両者の具体的な違いは何か。 現段階ではいずれもビジネス化にむけた支援で、インストラクターを派遣して木育の推進することなどが記載されており、①と②がどのように異なるのかがわかりにくい。主体者が異なることも含めて、明確に「2の内容」に記載をすべきと考える。</p>	<p>①の事業主体は木育のビジネス化に取り組む事業者(民間企業、保育施設等)で、提案内容への補助事業となります。 ②の事業主体は県で、委託事業となります。</p>
2	森林審議会	資料2-2	<p>「インストラクターの派遣等」について ここに記載された「インストラクター」はどのような方を想定しているか。立場はボランティアか。</p>	<p>「インストラクター」は木育や木材利用の意義を熟知し伝えることのできる方を想定しています。 なお、県事業主体の事業実施にあたっては謝金等の支出を想定しています。</p>